

長岡京市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和5年6月26日

長岡京市議会議長 様

提出者	進 藤 裕 之
賛成者	福 島 和 人
	広 垣 栄 治
	小 原 明 大
	上 村 真 造
	八 木 浩

(提案理由)

議案等の採決を電子表決システム等により行うことができるようにするため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会会議規則の一部を改正する規則

長岡京市議会会議規則（昭和48年長岡京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 【略】</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、<u>挙手をして</u>「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上<u>挙手をして</u>発言を求めたときは、議長は、<u>先挙手者</u>と認める者から指名する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第70条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 <u>第1項及び第76条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムによって表決をとることができる。</u></p> <p>4 <u>議長は、電子表決システムにより表決をとるときは、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押させるものとする。</u></p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は<u>挙手</u>をさせ、起立者又は<u>挙手者</u>の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が<u>起立者又は挙手者</u>の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を</p>	<p>(発言の通告をしない者の発言)</p> <p>第52条 【略】</p> <p>2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、<u>起立して</u>「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。</p> <p>3 2人以上<u>起立して</u>発言を求めたときは、議長は、<u>先起立者</u>と認める者から指名する。</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第70条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(起立による表決)</p> <p>第124条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 委員長が<u>起立者</u>の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなけれ</p>

改正後	改正前
<p>とらなければならない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。</p>	<p>ばならない。</p> <p>(簡易表決)</p> <p>第130条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。